

## スローガン 『止まってね 譲る優しさ 咲く笑顔』

4月6日(月)から15日(水)までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。春は新年度とともに、屋外で活動する機会が増えます。改めて交通ルール、マナーを考え、交通安全意識を高める機会にしましょう。

### 運動の重点

- ・通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保【横断歩行者の安全確保～渡るよサインの活用～（新潟県重点）】
- ・「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

### 交通指導所を開設します

啓発活動として、南魚沼警察署と交通安全協会の協力で行います。

日時 4月7日(火) 午前10時

場所 国道17号五日町パーキング

### 4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」

一人ひとりが交通ルールを守り、いつも以上に交通事故の防止に努めましょう。

## 自転車を安全に運転しましょう！

令和5年4月1日から、自転車に乗る全ての人にヘルメット着用が努力義務化されましたが、新潟県の着用率は10.9%と全国平均の21.2%を下回る調査結果が出ました。

自転車乗車中に交通事故で亡くなった人のうち、約半数が頭部に致命傷を負っています。自分の命を守るため、みんながヘルメットを着用しましょう。

また、令和8年4月1日より、16歳以上の自転車運転者に対して青切符の取り締りが始まります。青切符（交通反則通告制度）とは、一定の交通違反をした場合、「青切符」と「反則金の納付書」が交付され、一定期間内に反則金を納付することで、違反処理を終わらせるという制度です。

自転車は自動車と同じ「車両」であり、道路を通行するときは交通ルールを守り、安全に運転しましょう。



## 高齢者運転免許証自主返納支援事業

【問合せ】建設部 交通政策室 ☎775・7028

高齢者の交通事故防止のため、運転免許証を返納した人に支援をしています。この機会に、自主返納を考えてみませんか？

**対象** 65歳以上で市内に住所があり、有効期間内にすべての種類の運転免許証を返納した人（運転免許証の有効期限が過ぎて、失効した場合は対象となりません）

**申込み** 南魚沼警察署交通課で運転免許証を返納した際に交付される「申請による運転免許の取消通知書」を総合窓口（本庁舎）に持参し、申請してください

**申請期限** 免許証返納日から6か月以内

**支援** 次の中から2つ選択して10,000円分（それぞれ5,000円相当、同じ券種を選ぶことも可、1人1回限り）

- ・市民バス回数乗車券
- ・越後交通株式会社バス回数乗車券（南越後観光バス株式会社の各路線でも使用可能）
- ・タクシー利用券（市内タクシー事業者のみ使用可能）

### 運転経歴証明書の交付

運転免許証を返納後に、運転免許証と同等の証明書類として利用できます。南魚沼警察署交通課で交付を受けることができます。